

ひとり親のこどものために・ 親がいないこどものために

✿ 手当と助成 所得制限 申請 要申請

名称	内容	必要書類等	窓口
児童扶養手当	ひとり親家庭及び父母のいない子供の生活の安定と児童の福祉の増進を目的としている制度。 対象 死・離別などで両親又は父(母)のいない(両親のどちらかが重度の障害の場合も含む)子供(18歳到達後最初の年度末まで。ただし、心身に中度以上の障害があるときは20歳未満)を養育している人。 支給額 1人:44,140円~10,410円/月、2人:1人の支給額に10,420円~5,210円/月加算、3人目以降:1人につき6,250円~3,130円/月加算	対象により必要書類が異なるため要事前相談	子育て手当課 0798-35-3190
母子家庭等医療費助成	ひとり親家庭及び父母のいない子供の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う。 対象 ひとり親家庭の子供とその子供を養育する母(父)又は父母のいない子供(支給資格は子供が18歳到達後最初の年度末まで。ただし高校在学中の場合20歳未満)。 助成額 入院・外来の健康保険が適用される医療費のうち一部を助成	対象により必要書類が異なるため要事前相談	医療年金課 0798-35-3131 (届出先は上記、または各支所、アクタ西宮ステーションなど)

✿ その他の制度 申請 要申請

● 母子家庭等自立支援給付金 もらっ ます

☎ 子供家庭支援課 0798-35-3166

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんの就職および経済的自立支援のための給付金が支給されます。

自立支援教育訓練給付金

看護師・介護職員初任者研修・簿記検定等の教育訓練講座を就職やキャリアアップのために受講し修了した場合、入学金と受講料の6割を給付します。

助成額 入学金と受講料の6割(上限20万円、看護師などの専門実践教育訓練を受講する場合は上限年40万円)

対象 市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父(20歳未満の子供がいる人)で以下の要件を満たす人

- ① 児童扶養手当の受給者が同様の所得水準にある人
- ② 受講する講座が、適職につくために必要なものであること(事前に審査・講座の指定が必要)
- ③ 受講する講座が、雇用保険法による一般・特定一般・専門教育訓練給付金の指定講座であること

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、受講料の6割から教育訓練給付金の受給額を差し引いた額を給付します。

高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援します。

いつ 申請月からの支給。

助成額 月額10万円(非課税世帯の場合。課税世帯の場合は月額70,500円)、養成期間における最後の12か月については月額4万円を加算。

対象 市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父(20歳未満の子供がいる人)で以下の要件を満たす人

- ① 児童扶養手当の受給者が同様の所得水準にある人
- ② 上記資格取得のため、養成機関で1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6か月以上)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人。(事前に審査が必要)
- ③ 仕事又は育児と、資格取得のための修業の両立が困難と認められる人

母子父子寡婦福祉資金

☎子供家庭支援課 0798-35-3166

経済的な安定と自立のために、必要な資金(修学資金(高校～大学院)・就学支度資金・技能修得資金・転宅資金など)を借りることができます。

対象 20歳未満の子供を育てているひとり親の親や両親のいない子供(20歳未満)等

その他 連帯保証人、貸付限度額や利子等については資金の種類によって異なる。

JR通勤定期乗車券割引制度

☎子育て手当課 0798-35-3190

JRの通勤定期券を購入する場合に定期代が3割引きになる制度です。

対象 児童扶養手当(P26参照)の受給世帯

必要書類 6か月以内に撮影した正面上半身の写真(縦4センチ×横3センチ)、児童扶養手当証書又は運転免許証等

その他 通勤定期券を購入時に必要。特定者資格証明書・購入証明書を発行。

ひとり親家庭のための施設

母子生活支援施設

問合せ／子供家庭支援課

電話／0798-35-3166

施設概要 18歳未満の子供を養育し、住宅・生活・養育等に不安を抱えている母子家庭のための施設です。

費用 所得に応じた負担あり



相談

名称	内容	対象	申込方法・実施場所・時間	窓口・問合せ先
母子・父子相談	母子家庭・父子家庭のさまざまな生活上の悩みや子供の養育問題について、母子・父子自立支援員が相談に応じています。また、離婚や破産などの問題にも応じます。	母子家庭・父子家庭	申込方法：面談のみなるべく事前申込 実施方法：電話・面談 実施日：月～金曜日(祝日等を除く) 時間：9:00～17:30	子供家庭支援課 0798-35-3166

その他の情報提供

名称	内容	対象・時期	窓口／問合せ先
新生活を始めるためのサポートブック	ひとり親家庭への手当や制度などを掲載した冊子。相談窓口や各種手当、医療助成、ヘルパー派遣などのくらしのことや優遇制度、貸付金などを掲載。	対象 ひとり親家庭 いつ 子供家庭支援課窓口で配付 その他 市HPからもダウンロード可	子供家庭支援課 0798-35-3166